

ID: 457

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	斜面地建築物の制限の制限許可		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市斜面地建築物の制限に関する条例 第4条第3項第2号		
例 規 番 号	平成18年条例第17号		
【根拠条文】 (斜面地建築物の構造の制限) 第4条 法第50条の規定による構造の制限は、階数4を超えてはならないものとする。 2 前項の適用区域は、第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域とする。 3 第1項の規定は、次の各号のいずれかに該当する斜面地建築物については、適用しない。 (1) 法第55条第4項、法第59条の2第1項、法第86条第3項若しくは第4項又は法第86条の2第2項 若しくは第3項の規定による許可を受けたもの (2) 市長が、公益上必要な建築物で、用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの 4 市長は、前項第2号の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、芦屋市建築審査会の同意を得なければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	60日		
備考			
設 定 年 月 日	令和5年9月28日	最終変更年月日	年 月 日